

佐賀県建設関連業務条件付一般競争入札実施要領（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 この要領において、「設計JV・事前審査型」とは、建設関連業務共同企業体における入札で、入札前に入札参加の資格要件の審査を行い、入札参加資格確認通知を受けた共同企業体による入札の結果に基づき落札決定する入札方法をいう。</u></p> <p>4 略</p> <p>(対象業務)</p> <p>第3条 条件付一般競争入札（事前審査型）（以下「事前審査型」という。）は、<u>設計価格が1千万円以上から</u>設計価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣が定める金額未満の業務について実施する。ただし、次項に定めるものを除く。</p> <p><u>2 条件付一般競争入札（設計JV・事前審査型）（以下「設計JV・事前審査型」という。）は、佐賀県建設関連業務共同企業体取扱要領（平成18年7月7日施行）第2条で定める業務について実施できるものとする。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(入札参加資格)</p> <p>第4条 入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 当該業務の他の入札参加資格者（建設関連業務共同企業体にあつて</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 略</u></p> <p>(対象業務)</p> <p>第3条 条件付一般競争入札（事前審査型）（以下「事前審査型」という。）は、設計価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣が定める金額未満の業務について実施する。ただし、次項に定めるものを除く。</p> <p><u>2 略</u></p> <p>(入札参加資格)</p> <p>第4条 入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 当該業務の他の入札参加資格者（<u>佐賀県建設関連業務共同企業体取</u></p>

は他の構成員を含む。)と、資本若しくは人事面において強い関連がある者でないこと。この場合における「資本若しくは人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

ア～ウ 略

(7)・(8) 略

2 略

(入札参加資格確認申請等)

第5条 事前審査型の場合において入札参加資格の確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、公告の日の翌日から起算して6日(佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日、4月30日から5月2日及び8月13日から8月15日の期間(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)及び次の各号に掲げる添付書類を1部提出するものとする。

(1)～(3) 略

2 設計JV・事前審査型の場合において申請者は、公告の日の翌日から起算して8日(休日を含まない。)以内に、申請書(様式第2号)及び次の各号に掲げる添付書類を1部提出するものとする。

(1) 共同企業体協定書

(2) 共同企業体編成表

(3) 同種業務の実績調書

(4) 配置予定技術者調書

扱要領(平成18年7月7日施行)に定める建設関連業務共同企業体(以下「設計JV」という。)にあっては他の構成員を含む。)と、資本若しくは人事面において強い関連がある者でないこと。この場合における「資本若しくは人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

ア～ウ 略

(7)・(8) 略

2 略

(入札参加資格確認申請等)

第5条 事前審査型の場合において入札参加資格の確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、公告の日の翌日から起算して6日(佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日、4月30日から5月2日の期間及び8月13日から8月15日の期間(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)及び次の各号に掲げる添付書類を1部提出するものとする。

ただし、同一入札に設計JVも参加可能とする場合は、公告の日の翌日から起算して8日(休日を含まない。)以内とする。

(1)～(3) 略

(5) その他発注機関の長が必要と認めるもの

3 事後審査型の場合において申請者は、公告の日の翌日から起算して8日（休日を含まない。）以内に、申請書（様式第5及び6号）及び次の各号に掲げる添付書類を1部提出するものとする。

(1)～(3) 略

2 事後審査型の場合において申請者は、公告の日の翌日から起算して8日（休日を含まない。）以内に、申請書（様式第5号）及び次の各号に掲げる添付書類を1部提出するものとする。

(1)～(3) 略

3 前2項のいずれかにおいて、設計JVとして入札に参加する場合、代表者は同項に掲げる添付書類に加え、申請書（様式第2号又は第6号）及び次の各号に掲げる添付書類を1部提出するものとする。

(1) 共同企業体協定書

(2) 共同企業体編成表

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。